

令和5年7月5日	資料5
第2回 市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム	

第2回検討チームにおいてご議論いただきたい点

1. 精神保健に係る相談支援体制の整備

【現状及び課題】

- 検討会報告書では、精神保健に関するニーズの多様化に伴い、すでに8割以上の市町村が、自殺対策、虐待、生活困窮者支援・生活保護、母子保健・子育て支援、高齢・介護、認知症対策等の各分野において、精神障害者に限らず広く分野を超えて精神保健上の課題を抱えた住民の支援に対応している現状や、住民に身近な市町村で精神保健に関する相談支援を受けられる体制を整備することの重要性が示された。
- 改正精神保健福祉法では、市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化するための規定が新設された。
- このほか、検討会報告書では、市町村が実施する精神保健に関する相談支援の位置付けを明確にするための下位法令等の改正についても提言されている。
- 一方で、市町村の人口規模や地域特性、人員配置や社会資源の状況等は様々で、精神保健業務に関する取組状況も異なっているため、検討チームの構成員からは相談支援体制を検討する上で、参考となるモデルを示すと分かりやすいとの指摘があった。

【論点】

- 市町村が実施する精神保健に関する相談支援の位置付けの明確化について、具体化を図っていくべきではないか。その際、以下のような点に留意して進めていくべきではないか。
 - ・ 市町村は住民に身近な相談窓口という特性から、福祉・母子保健・介護等の様々な支援の現場で精神保健の支援ニーズに気づきやすく、精神保健に関する相談支援体制を整備することは、精神保健だけでなく、各領域（ライフステージ）での支援の実効性を高めることにもつながるものであり、こうした認識について、一層の普及を図っていくべきではないか。
 - ・ 市町村における相談支援体制の構築に当たっては、様々な現場で住民の精神保健に関するニーズに気づく機能や支援する機能に加えて、市町村ごとに地域の特性に合わせた連携構築を図り、体制整備を推進する機能も必要であることから、これらの機能について、現在の組織や体制等に照らし、どのように整備を図ることが有効か、市町村の事例も踏まえ、示していくこととしてはどうか。

2. 精神保健に係る相談支援を担う人材の育成

1) 体制整備のために必要な人材育成のあり方

【現状及び課題】

- 検討会報告書では、精神保健に関する相談支援は、精神保健医療福祉上のニーズを有する方にとって身近で、地域の実情に応じて中心となる機関を定めることや、訪問支援・アウトリーチの取組の充実を図ることが重要であることが示された。
- 第1回の検討チームでは、実態としては当課が行ったヒアリングの結果から、小規模自治体においては、精神障害等に関する知識を養う研修機会を得にくい中、事務職員が相談支援等に対応している例もあることが示された。
- また、下記の3層構造で人材を育成していく必要性が指摘された。
 - ・「精神保健の相談支援を担当しているかどうかにかかわらず、専門職以外の職員も含め、住民の精神保健の課題に気づける人材」
 - ・「専門的なスキルを有し、実際の相談支援業務を担う人材」
 - ・「専門的な知識を持って、他の相談員のスーパーバイズをしたり、必要な連携体制を指示したり、部門とつなぐ役割を果たすようなコアになる人材」
- そのうち、小規模自治体職員を対象とした教育研修については、精神保健福祉センターの役割に含まれることから、センターが実施していく必要性も指摘された。

【論点】

- (1) 本検討チームで議論する精神保健の支援に関連する人材育成について、大まかに以下のような人材に類型化して議論することについてどう考えるか。(資料2 p11-12 参照)
 - <保健福祉の担当課が1つであるなど小規模の自治体を想定した場合>
 - ・(p11 ①-A) 地域保健活動の中で、精神保健のニーズに気づき、支援を担える人材
 - ・(p11 ①-B) 地域保健活動の中で精神保健の支援を担うスタッフをスーパーバイズする人材
 - <保健福祉の担当課が複数に分かれるなど中規模以上の自治体を想定した場合>
 - ・(p12 ②-A) 精神保健のニーズに気づき、専門職と相談しながら、一定の支援を担える人材
 - ・(p12 ②-B) 精神保健の担当者として、支援を主に担う人材
 - ・(p12 ②-C) 庁内で連携体制の構築を担うなど、推進力を発揮する人材
- (2) 小規模な自治体で、精神保健に限らない地域保健活動を行う人材(p11 ①-A)を想定した場合、精神保健に特化した研修を行うことには限界もある中で、資質の向上を図る方法についてどう考えるか。
- (3) 中規模以上の自治体を想定した場合、
 - (ア) 住民の精神保健のニーズに気付くための人材は、市町村内の各部門や関係機関に幅広く必要であることから、住民との関わりを持つ専門職(p12 ②-B)、専門職以外の職員(p12 ②-A)のいずれもが、精神保健上のニーズに気づけるように取り組んでいく必要があるのではないか。そのために、市町村において、非専門職を含めた関係職員(p12 ②-A、②-B)を対象とした研修を行う等の取組を促していくこととしてはどうか。

- (イ) 庁内で連携体制の構築を担うなど、推進力を発揮する経験豊富な人材 (p12 ②-C) の育成のためには、専門職が精神保健業務の経験を一定程度積むとともに、他の部署に異動しても、当該経験を有効に活用できるようにしていくべきではないか。

2) 精神保健福祉相談員の養成

【現状及び課題】

- 検討会報告書では、国において、精神保健福祉相談員について、その配置状況を把握し、課題を分析した上で、精神保健福祉相談員の講習を受講しやすくするため、対象職種、204時間の現行カリキュラム、オンライン等の受講方法の見直しを行うことや精神保健福祉相談員の配置を促進する方策を検討すべきことが示された。
- また、構成員からは、保健師の配置が少数の部署では、保健師が長時間職場を離れることができず、講習会の受講が困難な状況があることから、より現実的かつ実効性のある講習会に見直す必要性や、事務局からは、講習会の開催も毎年度1自治体程度、令和2年度以降開催している自治体がない現状が示された。
- さらに、精神保健福祉相談員の講習会は、保健師にだけ受講が必要となっていることにより、精神保健に関わるには、受講しないとできないというハードルを作ってしまったので、受講のハードルを下げ、どの専門職でも行政で働く相談員として身につけるものとして位置づけてはどうかとの意見もあった。

【論点】

- (1) 精神保健福祉相談員の講習会は、市町村の現場において精神保健のニーズへの気づきや相談支援に役立つ重要な内容となるよう、講習カリキュラム等を精査した上で、受講しやすいものとするべきではないか。
- (2) 厚生労働科学研究での調査結果を踏まえ、精神保健福祉相談員に求められる役割を整理し、新たな講習会の目標、内容、到達度について研究班から提案いただいたところであるが、効果的なものとなっているか。また、研修として実行可能性のあるものとなっているか。